

令和2年第2回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和2年6月2日

本日の会議 令和2年6月4日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
参事 森本陽子君	主査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副町長 鈴木典秀君
総務部長 中嶋敏純君	企画財政部長 森川寛子君
建設産業部長 日名子達也君	住民福祉部長 栗山浩二君
健康保険部長 志田純子君	水道局長 辻田正行君
会計管理者 田中一之君	総務課長 荒木秀一君
秘書広報課長 中村元則君	契約管財課長 和田弘君
地域安全課長 宮崎伸之君	政策企画課長 荒木隆君
財政課長 木須紀彦君	税務課長 村田好美君
土木管理課長 山崎昇君	都市計画課長 山崎禎三君
産業振興課長 川内佳代子君	福祉課長 山口総一郎君
こども政策課長 村田ゆかり君	健康保険課長 小川貴弘君
介護保険課長 細田愛二君	教育長 勝本真二君
教育次長 山本昭彦君	教育委員会理事 金崎良一君
教育総務課長 宮司裕子君	生涯学習課長 北野靖之君
農業委員会事務局長 福本美也子君	

会議録署名議員

11番 堤理志議員 12番 河野龍二議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 11時19分

令和2年第2回長与町議会定例会  
議事日程（第3号）

令和2年6月4日（木）  
午前9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	30	長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	—
2	31	長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	—
3	32	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	—
4	33	長与町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	—
5	34	令和元年度長与町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて	—
6	35	令和2年度長与町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて	—
7	36	令和2年度長与町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて	—
8	37	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	※産厚
9	38	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例	※産厚
10	39	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
11	40	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	※産厚
12	41	令和2年度長与町一般会計補正予算（第3号）	※総文
13	42	令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※産厚
14	43	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※産厚
15	44	令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※産厚
16	45	長与町農業委員会の委員の任命について	—
17	46	長与町農業委員会の委員の任命について	—
18	47	長与町農業委員会の委員の任命について	—
19	48	長与町農業委員会の委員の任命について	—
20	49	長与町農業委員会の委員の任命について	—

日程	議案番号	件名	備考
21	50	長与町農業委員会の委員の任命について	—
22	51	長与町農業委員会の委員の任命について	—
23	52	長与町農業委員会の委員の任命について	—
24	53	長与町農業委員会の委員の任命について	—
25	54	長与町農業委員会の委員の任命について	—
26	55	長与町農業委員会の委員の任命について	—
27	56	長与町農業委員会の委員の任命について	—
28	57	長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について	—

※付託予定の委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第30号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてから、日程第7、議案第36号令和2年度長与町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

これから質疑を行います。

まず、議案第30号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第31号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第32号について質疑はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

それでは32号について質疑を行います。今回、国民健康保険税の限度額の引き上げが提案されております。61万を63万円に改める、16万を17万に改めるということで、合計3万円の限度額の引き上げになっておりますが、この3万円の数字の根拠、3万円引き上げるといふ根拠、どういう形で3万円という数字になってるのか、そこについてお伺いしたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

国民健康保険の上限につきましては、地方税法等の中で上限が国の方から示されることとなります。そのため今回、合計3万円の上限の引き上げというような改正がございましたので、それに合わせて改正をさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

国から示された3万円をそのまま上程されたということですが、そこに担当部課として、なぜ3万円なのかというふうなところは十分把握されてないんですか。例年3万円なんで、なぜ3万円なのかっていうのがちょっと不思議でならない。昨年も3万円、合計3万円の引き上げがされて、今年も3万円。この全体の国民健康保険の加入者だとか、例えば今回併せて軽減する28万円を28万5,000円、51万を52万円にするという部分、この数字の根拠もよく分からないもので、そういうところをもし分ければ教えていただきたいと思っておりますけど。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

こちらの引き上げにつきましては、物価の状況であったり、所得の増加する状況、また国民健康保険の運営状況、そういったところを総合的に勘案しまして国の方からお示しがございます。この上限の引き上げにつきましては、所得が上がったことで全体的に約1.5%上限の方が発生するというような見込みで、国の方が基準を示していただいているということになります。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

上限額に対応するのが1.5%増えるということで、再度確認させていただきたいと思いますが、国の基準で1.5%増えると。町の段階で1.5%増えるというふうな説明なのか、再度お答えをお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

こちらの1.5%の基準につきましては、全国的な形で検討をされてお示しいただけると。本町の場合、まだ直近の所得等の状況がございませんので、幾ら1.5%に該当するかというのが、ちょっと分からない状況ではございますが、その1年前、平成30年中の所得で算出したところ、ちょっと手元に資料がございませんが1.数%ということですので、1年経過をいたしまして同等の1.5%近い数字になっているのではなかろうかというふうに考えて、引き上げを決定させていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第33号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第34号について質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

議案第34号について質問させていただきます。こちらは専決処分で、どちらの委員会でも審議がありませんのでちょっと細くなるんですが、本議案の補正予算1,236万4,000円は全額国庫補助金でもございますし、今定例会初日の町長の上程理由説明において、小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブへの支援や子育て支援センター、保育所における感染予防のための物品購入費ということで説明されまして、基本的

には問題ないと思うんですが、お伺いしたいのは、この感染予防のための物品購入という点なんですが、この物品購入というのは、マスクや消毒、手洗いの石鹼等かなと思うんですが、町が一旦物品を購入して、その商品、物を現物で振り分け、配布するのか。それとも購入は各施設が行って現金で、前払いか後払いか分かりませんが、支給というか、補助するのか。それと、いずれの場合にしましても、どういった物を購入したのかというのを確認されているのかっていうのをお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

まず1点目の町が直接物を購入したのか、あるいは現金支給をしたのかっていうところになりますけれども、町立保育所あるいは子育て支援センターで、町が直営でやっている部分につきましては、当然、町が商品を買ってそこの施設の方へ物品を配置したということになります。あと私立の保育園ですとか学童クラブですとか、実施主体が民間の部分につきましては、補助金という形で支出をさせていただいております。それから何を買ったかっていうところですけども、例えばペーパータオル、キッチンタオル、ハンドタオル、石鹼類、超音波の噴霧器とかスチームクリーナー、空気清浄機、加湿器などを購入させていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかにありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

購入の補助の方法に関しては分かりました。今、物品の中にちょっと気になってたものがありまして、噴霧器という話があったかと思うんですが、私が何を聞きたいかと言いますと、この新型コロナっていうのは感染力が強い未知のウイルスということで、非常に皆さん恐怖心を持たれていて、それによってその恐怖心に訴えるいわゆるデマとかそういったものも実際ありまして、実際には予防効果、治療効果等の無いものがあっても効果があるように広まっているというのが今ちょっと問題になっているんですが、この中に、まことしやかにと言いますか、効果があると当初言われていた次亜塩素酸水というものがあるんですが、これは除菌のような目的で噴霧器、加湿器のようなものやスプレー容器等で空間に噴霧したものを吸い込むと、人体に有害である可能性が高いと専門家の方が指摘されてるんですね。噴霧じゃなくて手の消毒などに使うのはいいかっていうと、それも実際には有効性が確認されていなくて、つまり、そういう除菌などに安全性と効果が確認されている石鹼とか手指消毒用のアルコールと違って、本来的に使うべきものではない、危険とも言い切れないんですが、安全で無害とも証明されていないものなので、個人などが自己責任で使う分にはしょうがないんですが、少なくとも子どもが集まるような施設等で、特に公的な補助金で使わせてはいけないものだと思うんで

すね。もしこれが噴霧したものが、子ども、大人もですが、肺に吸い込んで万が一健康被害が出た場合には、町の責任も追及されるものかと思います。なので、まずこの次亜塩素酸水というのを町が購入した物、もしくは施設が購入した物などに入ってるか、入ってないかっていうのは、分かりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

手指用とあと室内の清掃用ということで、手指用はアルコール、そして室内の消毒用には次亜塩素酸を使ってるということを各施設の方からは確認をしております。先程申し上げました噴霧器につきましては室内を清掃するものではありませんで、支援センターに置いておりますおもちゃ類を、本来は滅菌庫っていう除菌をするものを欲しかったんですけども、なかなか年度内に購入がままならないということで、代わりに噴霧器を買わせていただいております。決して室内で噴霧っていうことはやっておりません。実は消毒の仕方を、厚労省から出ておりましたけれども、スプレーとかによる除菌ではなくて、キッチンタオルとかに噴霧をしてから拭くっていう形で指導をさせていただいておりますので、室内で噴霧器を使うことはやっていないということを確認しております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。基本的には今心配しているような噴霧のような使い方は少なくともされてないということですが、実際にもうこの次亜塩素酸水という物自体が、製品評価技術基盤機構という所で消毒の有効性がそもそも確認されていないということなんです。なので、例えばおっしゃったとおり布なんかにつけて拭く分にはまだいいんですが、霧吹きのようなもので消毒する対象にかけたりすると、それを横に居た子どもとかが肺に吸い込んでしまう可能性もありますので、ほかのものが今手に入りにくい状態になってますので、代わりとして購入されるという考えは分かるんですが、基本的には、いわゆる公害というのは当初は大体どんな公害も安全と思われてた、もしくは無害と思われたものが、実はあとで有害だったというようなことがよくありますので、そういう危険性が若干でもあるものは使用するべきではないのかなと思ひまして、最後に、今回の補助金で各施設が購入したかどうか別としても、こういった危険性のあり得るもの、危険性のあり得るような使い方ではないか是非確認、各施設が独自に購入して使ったりしていないかというのも町の子どもの安全を守る行政の仕事かと思ひますので、そういった確認や注意喚起を行っていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

町内保育園につきましては、園長会議を開催いたしまして正しい消毒の仕方ということを指導させていただいております。先程購入品の中に噴霧器っていうのを申し上げたのは1台だけでございます、あくまでもおもちゃ用の支援センター用ってことで購入をさせていただいております。保育園の方ではそういった噴霧器等は購入していないことを確認しております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第35号について、質疑はありませんか。

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

ちょっと簡単ですけども、11ページの特別定額給付金。これ10万円の分じゃないかと思えますけども、いろいろニュース見ると時々、機種トラブルで住民の方々に迷惑を掛けたっていうようなニュースなんか出ますけども、本町の場合はまだ初期ですけどもそういうトラブルが無いのか、あるいはあったときの対応の仕方、そういう点をお聞きしたいと思います。それとちょっとこの予算と関係ないんですけども答えがあれば、結局、町の方でもコロナ対策本部を立ち上げたということで話があつてわけですけど、その本部は当然町長でしょうけれども、事務局って言いますか、何かその本部の事務局体制も特別に作っておるのか。その事務局のトップが誰になっているのか、ちょっとその点、この場所でそれがいいかどうかは分かりませんが、ちょっと聞くところないもんですから2点目はそういうことでお聞きいたします。よろしくお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

特別定額給付金についてお答えいたします。郵送の発送直後に記入方法等のお問い合わせが大変込み合う時期がございましたけれども、皆様に郵送による申請で御協力いただきましたことによりまして、特に大きなトラブルなく事務の方は進んでいるというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険部長。

○健康保険部長（志田純子君）

2点目の事務局ということでお答えさせていただきます。事務局は、健康保険課と総務課になっております。その両部長で協議等、そしてお知らせ等とかがしております。内容によっては総務部の方がリーダーになったり、ほかの内容においては健康保険部がという形で、その時々で中心になってくる部分は変わってきておりますが、お互い連携



をし合って実行している状況にあります。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

私も同じところで特別定額給付金。これは1人10万円の分だと思うんですけども、幾つか質問したいんですけども、まず、特別定額給付金の現在までの申請状況、数字をお持ちでしたら、それと執行状況。それと併せまして、この申請、私も何件か相談をいただいたんですけども、あるいは話をする中でかなり書類のミス、提出ミスですね。何のミスが多いかと言うと、通帳のコピーを添付し忘れたっていう人をかなり聞きました。その対策というわけではないんですが、新聞にも載ってましたけれども、いわゆるコピー機難民というのが出てきていると。長与町内でそういったことは起こらないと思うんですが、いわゆるこのコピーをとらなきゃいけない。若い世代の家庭とかではよくパソコンのプリンターの複合機とかで容易にコピーが可能だと思うんですけども、高齢者の家庭になるとなかなか無い。となると、やっぱり役場関係あるいは公共施設等でそういったサービスを行うことによって、申し入れがあったときにその施設の職員が通帳も必要ですよとかという形で、未然に防げるんじゃないかと思うんですよね。ですので、そういったサービスを行う予定がないのかということをお伺いします。それと予算の42億5,000万のうちの多くは給付金なんですけれども、1つ歳入の方で保育対策総合支援事業補助金というのがございます。これの支出先、予算書を見ると3款2項18節に充てられてるんじゃないかと思うんですが、国の資料を拝見しますと、この補助金の使用目的は、保育の受け皿拡大と人材確保に充てられるとなっております。ですので、補助金の充て先がそれに該当するのか、改めて確認したいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一朗君）

特別定額給付金の申請状況についてお答えいたします。発送時点での対象世帯数が1万7,103世帯でございました。それに対しまして6月2日現在で1万4,577世帯の申請をいただいております。現在のところ申請率が85.2%となっております。次に執行状況でございますが、6月4日日本日までに振り込みをする世帯数の方が1万843世帯となっております。率にいたしますと63.4%となっております。次に書類のミス等についてですけども、先程安藤議員おっしゃったとおりコピーが入ってなかったりとか、逆に申請書が入っていないケースもございました。様々に不備があったケースがございますけれども、全体で見ますと1割程度の不備があるものは見受けられます。それにつきましては個別にもう一度再送をするなどして対応させていただいております。併せまして御提案がありました各館でのコピーにつきましてですけども、当初そうい

ったことも検討しておりましたけども、やっぱり3密が避けられない状況が考えられるところもありまして実施はいたしませんでした。ただ、今後につきましては、最終的に皆様に給付金をお届けしたいというふうに考えておりますので、訪問等も含めまして対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

保育対策総合支援事業費補助金の件でございます。この保育対策総合支援事業費補助金というのが、元々メニューが30項目ぐらいございますけれども、その中の1つの保育環境改善等事業というところに、新たに新型コロナウイルス感染症対応策として行う場合の環境改善事業、1施設当たり50万円以内ということで、対象施設が保育所、認可外保育所等となっております。これが3月に新たに補助金要綱の中に追加としてつけ加えられた分になります。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

分かりました。新しくメニューに加わったということですね。私の資料にはメニューに加わってなかったのです。では353万4,000円が支出になると思うんですけども、これはどのような形で各保育所に補助金を出したのか。例えば一律でやるのか、向こうからの要求に伴って補助したのか、あるいはどういったことにその補助金が使用されるのかということまで、詳しく説明をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

こちらが5号補正で請求をいたしました分と同じメニューになってございまして、元年度と2年度と合わせて1施設の上限額が50万円という形になっております。3月の年度末で、非常に急々で補正を専決処分でさせていただいたんですけども、どこの保育園も物品が揃わないという状況が出てまいりまして、1施設50万使ってない所が非常に多うございました。使い切れなかった分の残額分として353万4,000円を計上させていただいております。施設に対する補助金になりますので、施設の方から請求があった分を補助。一律幾らという形ではなくて、申請に応じての補助金という形になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

同じく特別定額給付金についてお伺いしますが、説明書の歳出の委託料1,500万というのがありますが、もちろんこれは国が行う事業でもありますし、全体で42億円強というのは、この事業規模や事業内容からすると1,500万のこういった業務委託料というのは特別高額とかそういうことではないんですが、今現在ニュースなどでアベノマスクと呼ばれる政府によるマスク配布事業に関連して、極めて不透明な委託先の選定及び事業費の過剰な見積もり、また、同じく事業持続化給付金事業のこちらにも極めて疑わしい委託先選定や採択によるいわゆる中抜きなどが報道されて、行政の行うコロナ関連の事業委託に国民の不信が非常に高まっておりますので、念のためにというか、疑義を持たれないように質問いたします。この関連の委託料1,500万、システム開発委託料やパンチャー業務委託料、封入封緘業務委託料等ありますが、この4つの業務、それぞれ別の委託先であるのかということと、それぞれの委託先までは結構ですが、選定方法はどのようなものだったのかということをお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

委託料についてお答えいたします。説明書の方の特別定額給付金システム開発委託料につきましては、1社で随契をいたしております。パンチャー業務委託料につきましても、同じく1社で随契をいたしております。次、封入封緘業務委託料につきましては、1社で随契をいたしております。以上3つが今現在委託をしてる所でございますけれども、それぞれ別の会社となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。これに関しては、ここで細かく追及もあれなので結構なんですけど、同じく定額給付金事業について別の点への質問なんですけど、いわゆる配偶者暴力などから避難している方への支給についてお伺いします。こちら、申請書を世帯主に送付するという方式で、発表の当初より配偶者からの暴力、いわゆるDV等から一時的に住民票の住居を離れて避難している方はどうなるのかという声があり、それに対して、世帯主でなくてもそういう方も請求できる。ただし、当初4月24日から4月30日までに申し出るようにと、かなり無理な条件が国から通達されていて、これについて私が4月28日に本町の定額給付金御担当の方にお尋ねしたときには、本町では5月1日以降に申し出ていただいても受け付けますというお答えがあったかと思います。その後、5月1日に総務省の特別定額給付金室から、この申し出期間の短さなどへの批判を受けてと思われるDVとか避難事例の扱いを改めたという通達があったことは承知しているんですが、お伺いしたいのは、この避難事例に当たるような方からの申請が本町でもあったのか。あったのであれば、本町で受理と言いますか、ちゃんと支給したのか。個人情報等に係

るようであれば結構なんです。あともう1つは、まだこの特別定額給付金は締め切りではないので、今後まだ今の段階でもほかの世帯主の方からの申請の締め切りまで同じように、こういった避難事例に当たるような方からの申請があった場合、受け付けてくださるのか、その点をお尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員に申し上げます。1問目の質問にその質問が出ておりませんので、別個の話ですのでその質問は受け入れられません。最初に出しとっていただいとった方が良かったと思います。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

今議長が説明された意味がちょっとよく分からないんですけど、最初に質問してなければ答弁が得られないと。本会議では1議案に対して3回の質問ができるわけですよ。3回がそれぞれ別々でも構わないと思うんですけども、そういうルールだったと思うんですが、なぜ今、止められたのか、ちょっとよく分からないので、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

富永事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

本会議での質疑につきましては一括質疑方式ということで、こちらにつきましては、最初の1回目の質問で10項目あれば10項目を全て述べて、そしてその10項目の中で疑義があることについて追加して質問をすることができる。2回目、3回目も同じでございます。これは3つの質問をできるということではなくて、3回というのは、疑義があることを繰り返して3回まで行うということができるということでございます。1回目の質問で10項目なら10項目を出していただいて、10項目の中で疑義があるものを5つなら5つ質問をする。その5つの中で、さらに疑義があるときには3回目ができる、そういう意味での3回目ということでございまして、3回ばらばらの質問をできるということになってしまうと、例えば2番目、3番目に質問をしたことが、それを3回聞けるということに、またなってしまうので、この辺りについては議会運営委員会で基準を作成するときにも確認をさせていただいたところだと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

休憩の動議を求めます。

○議長（山口憲一郎議員）

しばらく休憩をいたします。

（暫時休憩）

○議長（山口憲一郎議員）

それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

先程の私の質疑は取り下げさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

松林議員。

○2番（松林敏議員）

特別定額給付金事業について、配偶者からの暴力などにより、一時的に住民票の住居を離れて避難している方からの申請があった場合に、まだ受け付けをしているのか、いつまで大丈夫なのか、これをお尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

現在も対応させていただいております、今後とも引き続き行っていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に議案第36号について質疑はありませんか。

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

説明書の11ページ。全協で話があったんじゃないかと思います。飲食関係の方20万円ですかね。それで、その当時は300件ぐらいの業者の方々がおられるという話を聞いておまして、6,000万円じゃないかというのが出ておりました。それで商工会に入っとれば、ひょっとしたら商工会等での案内があつて、スムーズに行くんじゃないかと思いますが、そうじゃない方もおると思います。どういう形でそういう人たちにお知らせをしていくのかがまず1点。それと一応期限等設けてると思いますので、改めていつまでにしなきゃならないかっていうことと、その後やっぱり私も該当するんじゃないかということで、過ぎたあとされる方もおると思います。どういう形でそれを救済するのか。やっぱり駄目と言うのか。その3点をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まず1点目のお知らせの方法でございます。議員御承知のとおり、商工会につきまし

ては商工会を通しましてのお知らせとなっております。また商工会会員以外の分につきましては、第1回目の分につきましては、食品衛生法52条の分となっておりますので、現在、西彼保健所に公文書で該当の方の住所の照会をお願いしてるところでございます。一応、西彼保健所からは店舗の住所であれば照会ができるということでございますので、それを以て、お知らせをさせていただきたいと思っております。また、期限につきましては6月30日消印有効となっております。6月30日までに申し込みがない方につきましては、申し訳ないんですが受け付けができなくなりますが、先程も申し上げましたとおり、西彼保健所からの照会を以て、こちらからもアポイントを取ってまいりたいと思っておりますので、そちらで周知をしてまいりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

私も同じところなんですけれども、まず補助金。昨日の一般質問の中で同僚議員から長与町は遅いと言われてた部分があったんですけど、私もこの補助金を利用した方から話を聞くと本当に助かったと。特に20万円を定額。あと一律ですよ、細かい定めが無く、何が助かったかという申請書類が少なくて済んだと。営業許可証っていうんでしょうか。その写し程度で済んだということで大変喜ばれておりました。この点、大変評価したい部分だと思います。全員協議会の中では、対象が大体300件ぐらいではないかというお話だったんですけども、現在の申請状況を1点。それと最短でいつ振り込まれたのかっていうのを情報として教えていただけたらと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

6月3日付になります。108件の申請がっております。そのうち5月29日金曜日の時点で86件振り込みの方が終了となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

もう1点の御質問にお答えをさせていただきます。5月11日から申請受け付けをさせていただきます。その日から申請がっております。それで最短の振り込みということでございますが、5月15日。4日後には振り込みをさせていただいております。振り込み件数は22件でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号から議案第36号までの7件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第36号までの7件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第30号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第30号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第31号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第31号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第32号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

#### ○12番(河野龍二議員)

議案第32号について反対の討論を行います。今回、限度額の引き上げが行われました。昨年も3万円の引き上げが行われております。これにより国民健康保険の限度額は、介護保険、後期高齢者の支援分を含め総額99万円となります。私は協会けんぽの保険料の負担金を調べてみました。協会けんぽで年間100万円を超える保険料は、月額139万円の収入がある方です。これが月額の保険料を合計していくと約101万円になる計算でした。ところが、国民健康保険の場合は、今回の限度額になる所得は均等割、平等割を外して所得だけで810万円を超えるとこの限度額を超える、限度額に達成するという保険税になります。均等割は平等割の保険料が加わると、限度額に達する所得

はさらに低くなります。これでは一定の収入があっても、重い負担となることは間違いありません。また、毎年この限度額の引き上げに合わせて、低所得者の負担軽減を図るとされていますが、その効果は、現状の国民健康保険税の負担の重さから見ると、期待するほど現れてはいないと感じております。やはり、国民健康保険の会計は、国の財政支援を十分していただくこと。このことが現状の加入者の負担軽減になると考えます。この件に関しては、全国知事会も国の負担増額を要望しております。しかし、今回の限度額改定はこうした声には応えず、限度額の引き上げと同時に負担軽減を図るという形で行われてますので、今回の限度額引き上げに反対の立場から討論いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第32号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第33号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第33号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第34号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第34号令和元年度長与町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。



これから議案第35号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第35号令和2年度長与町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第36号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

吉岡議員。

#### ○13番（吉岡清彦議員）

議案第36号令和2年度長与町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、承認することでの討論といたしますけれども、先程お聞きしましたら、6月いっぱいでは駄目ということも出ました。300件という数も出ておりますけれども、店舗数とか事業者の方が増えてくる可能性もひょっとしたらあるんじゃないかと思えます。そういうときにはどうするかというのが出てくると思うんですけども。そういうのを救済するためにも、やっぱり何かの形で、300件以上になるときも出てくると思えますので、そういうものを勘案しながら、今後また、予算を編成するとか、対象者に申請する方法とか、そういうのを考慮しながらやっていただきたいと思えます。それを求めながら賛成討論といたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

八木議員。

#### ○1番（八木亮三議員）

議案第36号について賛成の立場から討論させていただきます。本議案で専決処分の対象となっております令和2年度一般会計補正予算（第2号）は、新型コロナウイルス感染症対策のために休業要請や自粛要請の影響を大きく受けた業種である、飲食店及び食品販売関係の事業者に対して、地元商工会や住民の声も聞き入れた上で、町独自で事業継続支援金を支給するものであり、減収要件を設けず申請を簡素化した点や、国からの臨時交付金を待たずに財政調整基金から繰り入れ支出するなどの点は、必要としている人に、できる限り迅速に支給することを最優先したということが分かります。また、申請資格があるにも関わらず、制度を知らずに申請できなかったという方をできる限り

なくすために、申請をしていない該当の事業者に対し、可能な限り個別通知を行うと聞きまして、これは本町の事ではありませんが、世間一般に役所っていうのはお金を徴収するときは漏れなく個別に通知してくるのに、支払う側になると制度を知らない人には教えてくれず、自分から申請してくれる人にだけ支払うと、一般的に批判されがちな行政の姿勢自体に一石を投じるものであり、非常に配慮がなされていると評価したいと思います。もちろんながら、コロナ禍によって経営や生活が苦しくなった飲食関係以外の事業者も大勢いらっしゃり、そちらへの支援事業関連予算はこれからの審査となりますので、そちらの審査評価等とは別のものとして、本議案には賛成をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第36号令和2年度長与町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第37号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第9、議案第38号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第10、議案第39号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第11、議案第40号長与町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第12、議案第41号令和2年度長与町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

では何点かお聞きしますので、説明書のページ数を言いますのでよろしくお願いたします。まず16、17ページになりますけれども、商工費関係の方で18節の負担金、補助交付金が出ておりますけれども、事業継続支援金とかプレミアム商品券。その中で、事業者の場合は全てが対象になるのか。それと飲食店の場合は売り上げ関係なかったわけですけれども、この場合はどういう条件があるのか、プレミアム商品券を含めながら、そういう支給のあり方ですね。それと、商工会に入っていない人もおるとお思いますので、そういう案内先の方をですね、そういう点をお尋ねします。よろしくお願いたします。

それと18、19ページになりますけれども、土木費の道路関係。道路維持費の工事費とか道路新設改良費等があります。その中で、どういう所がこの対象になっているのか。場所ですね。それでもう1つ大事なのが、一般質問もやりましたけども大津市の交通事故が発生しました。そのときも、すぐ危険な箇所の交通安全対策なんかの取組をお願してきております。そういうのが入ってるのかですね、そういう施設の改良なんかにはですね。特に最近、県道国道においては、お寺の下の三彩橋交差点っていうんですかね、あそこにきれいなガードパイプみたいなのが出来ました。あれを私がずっと期待しておったわけですけれども、国道にはああいうのが出来たように聞いております。時津に向かってずっと行ったときですね。ああいうのを長与にも欲しいということで、したわけですけれども、特に役場前、時差式信号機になってるから危ないわけですね。だから、そういう点なんか改良費の中に入っているのか、そういう面を改めてお尋ねいたします。

それと20、21ページ、小中学校の一般備品で出ておりますネットワーク。こういうのがどういう形で今度、児童生徒に、教育関係にどういう形で影響を与えてくるのか、この購入によって子どもたちにどういう影響を与えてくるのか、お尋ねいたします。

それと22、23ページのコミュニティセンターの補助金が出ております。教育費ですね。1,100万円。どこのコミュニティセンターで、どういう内容なのかお尋ねします。何点かありますけれどもよろしくお願いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まず、商工の関係の方からお答えさせていただきます。事業継続支援金第2弾の対象者になりますが、個人事業主であれば長与町に住民登録があるもの、法人であれば長与町内に本店があることとなっております。また要件といたしましては、2019年以前より事業収入があり確定申告または町民税の申告を行っていること、昨年度の同月比に

よって20%から50%の減少があること、税金の滞納がないこと、国や近隣市町村での類似の支援金や補助金を受け取っていないこと、ということが要件になっております。また、通知につきましては、ホームページ、チラシ、広報等でもお知らせするようしております。続きまして商品券の分になります。商品券につきましても、商工会の会員でなくても、長与町内の商店であれば使えるようにさせていただきたいと思っております。また、通知の仕方といたしましては、西そのぎ商工会との今後の協議にもなってくるかと思っておりますが、現在ダイレクトメールを使いまして配達地域指定郵便ということで、長与町内の住所がある所にハガキを送らせていただきまして、そちらと同時に商店の方の登録の申込書も一緒に付けて、商店の方は申し込みをしてくださってということで周知の方を図っていくようしております。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

18、19ページの8款2項2目14節工事請負費ですけれども、定林橋の工事及びニュータウンの舗装工事を予定しております。3節新設改良費になりますが、こちらについては、本川内の橋梁からダムの間の部分の拡幅改良を考えております。先程言われました歩行者の安全対策についてですが今回の補正には上がっておりません。今年度計画しているものとしましては、サニータウンの交差点の所を工事する予定としております。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

教育費についてお答えをいたします。インターネットの環境、あるいは1人1台の端末を配布することによって、児童生徒への影響についての考えです。まず、授業の中におきまして、これを活用することによって調べ学習がかなり有効になるかと思っております。これまでパソコン室が1つ各学校ございましたが、そこまで行くことなく、自分の机の所でそういうことの学習を進めることができます。また、それぞれの端末の中に、ドリル学習を可能な限り入れることによって、算数、数学あるいは漢字等のドリル学習を進めることができると考えます。また発表等によりましても、この中にありますプレゼンテーションのソフト等を駆使しながら発表するという能力も養うことができると考えております。また、これにはカメラ機能等も付いておりますので、様々な写真を撮って発表するとか、あるいはそれを記録に残すとか、そういったことも可能になるかと考えております。これまでできなかった学習の形態が広がっていくという影響があると捉えております。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

22、23ページのコミュニティセンター助成事業補助金1,100万円ですけども、百合野第二公民館の大規模改修に伴う助成金で、一般財団法人自治総合センターからの助成金が町を経由して、そのまま百合野第二自治会に助成されるものになっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

松林議員。

○2番（松林敏議員）

重なる部分もあるんですけども16、17ページの商工費。まず、長与町事業継続支援金のところなんですけども、国の支援金を受け取ってないことが条件ということなんですけども、今後コロナウイルス第2波、第3波ということで売上げが50%以下になるということも考えると、そのあと持続化給付金を申請することになると思うんですけども、その場合の流れですね。長与町からいただいた支援金はどうなるのかっていうところの説明と、プレミアム商品券なんですけども、先日の同僚議員の質問の中にあっただんですけども、時津町は4万円で、長与町が3万円であるということで、全然問題ないと思うんですけども、ただ、やっぱり住民の方に「なんで長与はできんとか」っていうことを聞かれたときに、主な要因っていうのがあれば説明をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

16、17ページ、商工費の、まず長与町事業継続支援金で今後50%を超えた場合どうするのかという御質問でございますが、申請期間を長与町の場合10月30日まで申請できるようにさせていただいております。今後50%を超える可能性がある所につきましては、事業所で吟味をしていただきまして10月30日までに決断をいただければと思います。また申請書に「国の給付金、近隣市町村の給付金の受け取りがありません」というチェック欄をつけております。国からの支給金を受け取ったということでございましたら、返還をしていただくという要綱になっておりますので、返還手続きをさせていただければと思っております。あとプレミアム商品券の3冊と4冊の違いですが、3冊にした理由につきましては、プレミアム商品券を発行するに当たりまして、西そのぎ商工会の長与支所と綿密に協議を行っております。その中で経済対策効果、または昨年度までの実績等を含めまして、長与町での販売について3冊、まずはさせていただければということで、総合的に判断をいたしまして3冊というふうをお願いをさせていただければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

のちに売上げが下がって国の持続化給付金を受けることになったら、長与町のは返

還するということなんですけれども、この辺の仕組みをよく決めておかないと、なかなか難しい手続きになるんじゃないかなと考えてます。それとプレミアム商品券。長与が3万円、時津は4万円というところの具体的な、過去の何かで違うとかということじゃなくて、やっぱり西そのぎ商工会って長与と時津、合併してですね、同額が本当なのかなと思うんですけども、そこが違うという明確な理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

プレミアム商品券についての明確な理由。先程も申し上げましたが、総合的に判断しての3冊ということになります。まず販売の総額が5億1,000万円を予定させていただいております。この分につきまして、5億1,000万円という消費を長与町でするとというのが、今回プレミアム商品券を発行するに当たっての目標額とさせていただいております。どうしても長与町と時津町の住民の皆様のお考えとしては、やはり4冊、3冊というのはあるかとは思いますが、今回、前回までの商品券の販売での購買率を加味させていただきまして、3冊でというふうに判断をさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

3冊と4冊の違いにつきましては、町独自の施策ということになりますので、それについては西そのぎ商工会方とも十分協議の上、決断をさせていただいたところがございます。当然、昨日も話がありましたが、第2波、第3波、なければ良いんですが、あったときの場合、その辺も考えて、今回我々は3冊という決断をさせていただきました。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

20、21ページの教育費、小学校中学校の先程のタブレットの件なんですけれども、これは以前、3人に1人というところでタブレットの補助が出て、今回の補助としては、残りの3分の2の補助の額の総合計になるとと思いますが、国と町との折半の形になってるということよろしいでしょうか。それとあと、地方債の1,300万円のマイナスというのは、これはどういうふうにと考えたらよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

今回のタブレットにつきましては、国の元年度補正予算と令和2年度補正予算が一緒になっておりまして、全児童生徒数の3分の2の補助金が国から支給されるようになって

ております。残りの3分の1につきましては、現在町の地方財政措置ですね、町の方で予算を使わせていただくように計画をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第13、議案第42号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第14、議案第43号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第43号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第15、議案第44号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第44号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま各常任委員会に付託しました議案第37号から議案第44号までの8件は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月8日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号から議案第44号までの8件は、6月8日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、審査の結果を6月8日までに議長に報告願います。

日程第16、議案第45号長与町農業委員会の委員の任命についてから、日程第28、議案第57号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの13件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

まず、議案第45号について質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第46号について質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第47号について質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第48号について質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第49号について質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第50号について質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第51号について質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第52号について質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第53号について質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第54号について質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第55号について質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第56号について質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

次に、議案第57号について質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第45号から議案第57号までの13件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第45号から議案第57号までの13件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第45号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第45号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。



これから議案第46号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第46号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第47号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第47号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第48号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第48号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第49号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第49号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第50号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第50号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第51号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第22、議案第51号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第52号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、議案第52号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第53号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第24、議案第53号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第54号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第25、議案第54号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第55号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第26、議案第55号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第56号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第27、議案第56号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第57号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第28、議案第57号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これからは委員会審査のため本会議を休会し、6月9日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 11時19分)